

国立大学法人東京外国語大学社会・国際貢献情報センター規程

〔平成25年10月 8日〕
規 則 第 45 号

改正 平成27年 9月29日規則第105号

平成28年 3月25日規則第57号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、社会・国際貢献情報センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、社会連携や国際連携・国際交流に関する情報を収集し、当該情報の分析結果を学内外に情報提供・発信することで、本学の社会・国際貢献の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会連携や国際連携・国際交流に関する情報の収集や分析に関すること。
- (2) 社会連携や国際連携・国際交流に係る情報提供や発信に関すること。
- (3) 本学の行う社会連携や国際連携・国際交流活動への支援に関すること。
- (4) その他センターの趣旨・目的に沿った業務に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教職員及び卒業生（修了生）のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、学長が指定した場合を除き、2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、2名置くことができる。

- 2 副センター長のうち1名は、本学の教職員のうちから、学長が指名する者をもって充てる。
- 3 副センター長のうち1名は、本学の卒業生（修了生）のうちから、学長が指名する者をもって充てる。
- 4 副センター長は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。

(センター員)

第7条 センター員は、センター長の推薦に基づき、総合戦略会議社会貢献マネジメント・オフィス（以下「マネジメント・オフィス」という。）の議を経て、学長が指名する者をもって充てる。

2 センター員は、センターの業務を推進する。

3 センター員の任期は、学長が指定した場合を除き、2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザー)

第8条 センターに、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、センターの業務を円滑に推進することを目的に、必要に応じてセンター長が指名する。

3 センター長の任用については、別に定める。

(センター会議)

第9条 センターに、センターの事業を推進するため、センター会議を置く。

2 センター会議は、第4条に定める者をもって組織する。

3 センター長は、センター会議を主宰する。

4 センター長は、必要に応じ、第4条に定める者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(センターの管理運営等)

第10条 次の各号に掲げるセンターの運営にかかる重要事項は、マネジメント・オフィスの議を経るものとする。

(1) 社会連携や国際連携・国際交流活動の支援に関する方針・戦略に関する事項

(2) センターの管理運営に関する基本方針

(3) その他センターの運営に関する重要事項

(庶務)

第11条 センターに関する庶務は、総務企画課が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し、必要な事項は、マネジメント・オフィスの議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月8日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。